

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十九年三月三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

			指定番号	
			指定に係る道路の種類	
			指定の年月日	
			指定に係る道路の位置	
			指定に係る道路の延長 (単位メートル)	
			指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	
<p>第三号</p> <p>建築基準法 第四十二条 第一項第四号</p> <p>平成二十九年 二月二十四日</p>	<p>埼玉県鴻巣市本町一丁目二千九百二十一番三から 埼玉県鴻巣市本町一丁目二千九百二十八番まで</p> <p>埼玉県鴻巣市本町一丁目二千九百十二番一から 埼玉県鴻巣市本町一丁目二千八百三十四番一まで</p>	<p>埼玉県鴻巣市本町一丁目二千八百十九番三から 埼玉県鴻巣市本町一丁目二千八百十八番一まで</p>	<p>百三十三・八</p> <p>五十八・三</p> <p>百四十三・五</p>	<p>十二・〇</p> <p>十六・〇ゝ 十七・五</p> <p>十七・五ゝ 十八・〇</p>